

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難住民の誘導の際や避難所において安否情報の収集を行うほか、管内の医療機関、学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。

この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市長は、安否情報を遅滞なく知事へ報告する。

この場合の報告の様式は、安否情報省令の様式第3号による。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市長は、住民等からの安否情報の照会に対応するため、市対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。

イ 市は、安否情報の照会窓口を設置した場合は、住民に周知する。

ウ 住民等からの安否情報の照会に係る様式は、安否情報省令の様式第4号による。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、住民等から安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、速やかに回答する。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認める

ときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を回答する。

ウ 住民等への回答に係る様式は、安否情報省令の様式第5号による。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 市長は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データを確実に保管する等、その管理の徹底を図る。

イ 市長は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

5 安否情報の収集・整理・提供の主な流れ

